

お子さんが生まれた方へのお知らせ

令和2年度新生児特別定額給付金のご案内

国の特別定額給付金の基準日以降に出生した児童は、給付対象外となったことから、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大する不安定な状況の中で妊娠期を過ごされ、令和2年4月28日から12月31日までに生まれたお子さんに対し、魚津市から給付金を支給します。

● 給付金の対象となる方

◆対象となる新生児◆

令和2年4月28日から令和2年12月31日までに生まれた新生児で次のいずれかに該当する者

- ①出生の日から、給付金の申請の日まで引き続き魚津市に住民登録している者
- ②令和2年12月31日までに魚津市に転入し、給付金の申請の日まで引き続き魚津市に住民登録している者
※他市町村で同様の給付金を受給された方は対象外。

◆申請（受給）できる方◆

対象新生児と同一世帯の父または母で、継続して2か月以上魚津市に住民登録している方。

ただし、令和2年7月31日までに魚津市から転出した方は対象外。

● 給付額

対象新生児一人につき **10万円**

● 給付金の手続き

- ▶ **申請が必要です**
- ▶ 対象児童の父または母が申請してください。
- ▶ 申請書に必要事項を記入して、本人確認書類など必要書類を添付して魚津市こども課窓口に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 申請内容及び支給要件を確認して、指定口座に振り込みます。

お問い合わせ先

魚津市役所 1階⑩番 こども課子育て支援係
電話 0765-23-1006